

## 鳥取県エコファーマーマーク使用細則

鳥取県

### 1 使用規程第3条について

(1) マークは導入計画に基づき生産された農産物に使用でき、農産物加工食品には使用できない。ただし、精米、荒茶等は、通常そのような形態で流通しているため、マークを使用することができる。

(2) マークはスーパー等で販売するときに、PRのために使用することができるが、消費者等に、店舗にあるすべての農産物がエコファーマーにより栽培されている、農産物の品質が保証されている等の誤解を与えないよう十分に注意した使用とする。

(3) マークは視認性を損なう大きさ、色や柄の上、煩雑な文章や要素の近くで使用することはできない。

(4) 第3条4項の近傍とは、容易に見つけることができる場所であり、マークのすぐ横である必要はない。例えば、容器包装等の関係でやむを得ない場合は、包装箱の一面にマークを表示し、となりの面に説明をおくことなども可能である。

(5) 第3条4項(2)の認定番号については、第2条第3項の規定により団体が申請した場合に限り、認定番号に代えて、団体名を記載することができるものとする。ただし、消費者が当該団体の内容を知るために、インターネットホームページのURLや問合せ先の電話番号を記載させなければならない。

## 2. 使用例

### ■ 使用例

環境にやさしい農業を行っています



エコファーマー\*  
鳥取県  
認定番号 1234

環境にやさしい農業をはじめました



エコファーマー\*  
鳥取県  
認定番号 1234

エコファーマー eco farmer



エコファーマー\*  
鳥取県  
認定番号 1234

\*エコファーマーとは、鳥取県持続性の高い農業生産方式導入指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、鳥取県知事の認定を受けた農業者です。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しています。

### ◎団体名を使用する場合

#### ■ 使用例

環境にやさしい農業を行っています



エコファーマー  
鳥取県  
△△部会  
URL : [WWW.abcd.html](http://WWW.abcd.html)

環境にやさしい農業をはじめました



エコファーマー  
鳥取県  
□□グループ  
TEL 012-345-678□

エコファーマー eco farmer



エコファーマー  
鳥取県  
●●●営農組合  
URL : [WWW.efgh.html](http://WWW.efgh.html)

### 3. 使用禁止例

#### ■ 使用禁止例



※3 容器包装等デザインの関係でやむを得ない場合は、色についてのみ単色に変更して使用することができます。

### 4. 表示色規程

#### ■ 表示色規程

##### カラー再現

	プロセスカラー(4)	特色
<b>BLUE</b>	C100 M30	DIC 181
<b>GREEN</b>	C90 Y100	DIC 2558
<b>BLACK</b>	K100	DIC 2368



##### モノクロ再現

<b>BLACK</b>	K100
--------------	------

